

○入札及び契約審査委員会設置要綱

平成13年4月1日

(趣旨)

第1条 横須賀市指名停止等措置規則(平成22年横須賀市規則第23号)第4条第5項に規定する入札及び契約審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営については、この要綱の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、副市長、財務部長、都市部長、建設部長、港湾部長及び上下水道局技術部長を委員として組織する。

2 委員会に必要があるときは臨時委員を置き、委員長が指名する。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長事務分担規則(平成29年横須賀市規則第63号)第3条第1項ただし書の規定により財務部に属する事務の主たる担任となる副市長をもって充て、副委員長は、他の副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。ただし、委員長及び副委員長が共に欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 入札及び契約制度の基本事項に関すること。

(2) 設計金額が2億円以上の工事請負契約の契約方法（一般競争入札を除く。）に関すること。

(3) 予算執行額が4,000万円以上の物件供給契約の契約方法（一般競争入札を除く。）

に関すること。

- (4) 1案件に係る予算執行額の総額(次年度以降の執行額を含む。)が2億円以上で、価格以外の要件による契約者の選定(コンペティション、プロポーザル等をいう。)をしようとする案件の承認に関すること。
- (5) 官民連携事業のうち、設計、施工等を包括的に実施する事業に関する契約者の選定を行う案件の承認に関すること。
- (6) 横須賀市指名停止等措置規則に規定するもののうち、次に掲げること。
 - ア 指名停止期間の延長又は短縮に関すること。
 - イ 指名停止業者に対する随意契約(災害等の緊急案件を除く。)に関すること。
 - ウ 横須賀市指名停止等措置規則別表第1から別表第3までに掲げる措置要件以外の事由による指名停止に関すること。
- (7) その他委員長が特に審議が必要と認める事項に関すること。

- 2 前項に掲げる審議事項のうち緊急に処理を要するものは、委員会での審議に代えて、各委員にその処理案を回議し、決裁を得るものとする。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的事項を検討させるため、専門部会を置くことができるものとする。

- 2 専門部会の委員は、委員長が指名する職員をもって充てる。

(部会長)

第7条 専門部会に部会長を置き、委員が互選する。

- 2 部会長は、専門部会において検討した事項を委員会に報告しなければならない。
- 3 第3条第3項及び第4条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、財務部契約課及び建設部土木計画課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 契約指名業者選考特別委員会(昭和50年2月19日制定)及び入札制度検討委員会(昭和57年1月11日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。